

ボランティアグループ等活動助成について

平成23年度 実施要綱

趣旨：

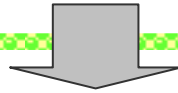
麻生区内における福祉のまちづくり推進の一環として、ボランティアグループ等の自主的な活動を支援するため、その活動に対して必要経費の一部として助成金を交付します。

申請受付 7月1日（金）午前9時～7月30日（土）午後5時

※麻生区社協窓口へ提出してください。

審査の都合上、期限を過ぎての申請は一切受け付けできませんので
ご注意ください。

なお、郵送の場合は、受付締切日必着となるようお願いいたします。



◎助成決定通知発送 **8月中下旬ごろ（予定）**

※申請結果を文書にてご連絡いたします。

※助成決定団体については、**8月下旬**に指定口座へ

振込みにて助成金を交付いたします。

※ご不明な点等ございましたら、その都度お問合せください。

問合せ：社会福祉法人川崎市麻生区社会福祉協議会
地域課

TEL：952-5500

FAX：952-1424

パル開館時間：月・水・金・土 9時～17時

火・木 9時～21時

この助成金は主に共同募金配分金を財源としています。



対象団体

つぎの事項すべてに該当している団体

- (1) 麻生区内を活動拠点とし、福祉活動を中心に行っているボランティアグループ
および障害児者など当事者団体
 - (2) 会則、年間事業計画及び会費等による自主財源を基盤とした予算が明らかとなっており、自主運営を行っている団体
 - * 自主財源とは会費、バザー等による自己確保資金を指します。
 - * 自主財源は総予算の概ね1/3以上を占めていることとします。
 - * 国・県・市・共同募金・かわさき市民活動センターなどの公的な補助や助成ならびに地区社会福祉協議会など本会以外の団体から補助や助成を受けている場合は、その占める割合が総予算の概ね1/3以内となっていることとします。
 - (3) 定期的な会員募集を行っており、その活動が地域に開かれ定着している団体
 - * 会員総数は10名以上で、そのうち概ね1/2以上が麻生区住民であることとします
 - * 活動実績が概ね1年以上あることとします。
 - (4) 新規事業として申請する場合は、事業の事業年度から過去5年間に於いて同新規事業として本助成金を受けていないこと
- 2 その他、本会会長が適当と認める団体

対象事業

当該年度内に終了し、次の項目に該当するもの。なお、詳細は別表をご覧ください。

- (1) 地域福祉活動を行う団体等で新規事業を行うもの
事業をおこなうために必要な経費について助成します。
※ここでいう新規事業とは、原則として以下のいずれかとします。
 - ①別表の地域福祉分野において新規に取り組むもの
 - ②別表の事業分野において新規に取り組むもの
 - ③別表の具体的事業において新規に取り組み、かつ明確な目的のもので計画的に取り組まれるもの

例) 申請可能な例
すでに会食会活動を行っている団体が、新たに配食サービスを実施するに当たっての必要経費の一部として

例) 申請不可能な例
日帰り研修を開催している団体が、新たに宿泊を伴う研修を開催するに当たっての必要経費の一部として
- (2) 地域福祉活動を行う団体等で継続事業を行うもの
団体等に対し福祉設備・機器の購入費、事業活動費の補助を目的に助成を行います。

※別表

地域福祉分野	事業分野	具体的事業
・ 高齢者福祉	・ 在宅福祉サービス	・ 研修会事業
・ 障害児者福祉	・ 障害児者支援	・ 講座、講演会事業
・ 児童福祉	・ 福祉教育	・ 当事者支援事業
・ ボランティア活動	・ ボランティア活動推進	・ その他、地域福祉に寄与する事業
・ 青少年福祉	・ 小地域福祉活動	
・ その他	・ その他	

※助成対象外経費 (以下の経費については、助成金の対象になりません)

- ①人件費
- ②他の団体、個人への貸出を目的とした備品経費
- ③個人給付的な飲食費、宿泊費、入場料など

助成金総額

この助成金は、主に共同募金配分金を財源としており、助成額は社会福祉法人川崎市麻生区社会福祉協議会の予算の範囲内により決定します。

(1) 地域福祉活動を行う団体等で新規事業を行うもの
事業をおこなうために必要な経費についての助成を行います。

(2) 地域福祉活動を行う団体等で継続事業を行うもの
団体等に対し福祉設備・機器の購入費、事業活動費の補助を目的に助成を行います。

内容		助成限度額	交付対象外事項
麻生区内における 住みよいまちづくり 推進の一環として、 ボランティアグルー プ等の自主的な活動 を支援するため、そ の活動に対して必要 経費の一部として助 成金を交付するの に必要な事項を定める ものとする。	新規事業を行うもの	1 団体あたり ・ 会員団体 10 万円 ・ 非会員団体 5 万円	A 国及び地方自治体の委 託事業ならびに介護保険法 による保険事業、障害者自 立支援法による支援事業 B 営利を目的に設立され た団体
	継続事業を行うもの	1 団体あたり ・ 会員団体 5 万円 ・ 非会員団体 3 万円	

申請

所定の「申請書」に必要事項を記入し、関係書類（事業計画・予算書・事業報告書・決算書・会則・会員名簿）を添付の上、指定された期間内に本会会長にご提出ください。

審査

審査は、理事会の中で公平に行います。なお、申請書と実際の内容が著しく異なる場合は却下することもあります。また、前年度に本会助成金の助成を受けた団体については、前年度報告書を勘案の上、決定します。

受配者の義務

- (1) 助成決定を受けた団体等は、当該年度内において、申請した内容の変更、中止（取り下げ）、又は、本要綱と適合しない内容が生じたとき等、速やかに事務局に報告しなければなりません。
- (2) 団体等に対し事務局は当該事業途中においても、状況等を聞くとともに助言を行うことができます。

助成金の取り消し

本会会長は、次に掲げるいずれかの事項に該当するときは、助成金の一部もしくは全部の返還を命ずることができます。

- (1) **受配者の義務**（1）の事態が生じたとき
- (2) 当該事業が年度末までに完了する見込みがないとき
- (3) 助成金を申請内容以外に使用したとき

提出書類（別紙への記載は不可。すべて記入してください。）

【継続事業の場合】

- 麻生区社協「ボランティアグループ等活動助成」申請書

【新規事業の場合】

- 麻生区社協「ボランティアグループ等活動助成」申請書

- 新規事業 企画書

添付資料（必ず、添付してください）

- 団体の規約。会則及び団体などの概要を示すリーフレット等

- 会員名簿

- 関係書類（事業計画書、予算書、事業報告書、決算書）

・但し、前年度に当会助成金を受け、報告書を提出している団体は、事業報告書と決算書の添付を省くことができる

・総会資料を、関係書類として添付することができる

- 会報